## 「墨田区景観計画(案)」に対するご意見等の概要と区の考え方について

「墨田区景観計画(案)」の内容について、広くご意見を募集しましたところ、たくさんの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。また、同期間中に開催した説明会におきましても、区民の皆さまから貴重なご意見・ご提案をいただきました。今回いただいたご意見・ご提案の概要並びに、区の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

## 1 パブリックコメントの実施概要

区民の皆さまからのご意見の募集は、墨田区のパブリックコメント手続きに係る基準に則って、下記のとおり実施しました。

## (1) 公表資料

1)墨田区景観計画(案)

## (2) 意見募集期間

平成21年6月22日(月)から平成21年7月22日(水)まで

## (3) 意見募集の周知・公表方法

- 1) パブリックコメントの周知
  - ・区のお知らせ(平成21年6月21日号)
  - 区ホームページ

## 2) 公表資料の閲覧

- ·都市計画課窓口(庁舎9階)
- ・区民情報コーナー (庁舎1階)
- 区ホームページ

## 3) 説明会

## 区民向け説明会

- ①平成21年7月5日(日)10:00~11:00 参加者10名 すみだ生涯学習センター(視聴覚室)
- ②平成21年7月11日(土)10:00~11:00 参加者9名 すみだ産業会館(第4会議室)

#### 事業者向け説明会

③平成21年7月8日(水)19:00~20:00 参加者26名 すみだ産業会館(第4会議室)

## (4) 意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

## (5) 意見提出先

都市計画部都市計画課

## (6) 意見募集の結果

- 1) パブリックコメント意見者数2名(意見数7件)
- 2) 説明会での意見者数9名(意見数15件)

# 2 「墨田区景観計画 (案)」に対するパブリックコメント等の意見と区の考え方

パブリックコメント等の意見について、墨田区景観計画(案)の章別に整理しました。 以下に意見の概要を示します。

景観計画(案)・章		意見概要	
第1章	景観計画の位置づけ	・区民の景観まちづくりについて (1) ・区独自の取組みについて (2) ・「景観まちなみ協定」について (1)	
第2章	景観まちづくりの基本 目標、基本方針	(意見なし)	
第3章	景観まちづくりの方 針・基準	・景観計画の区域(特定区域・一般区域・景観形成重点地区)について(3) ・駅周辺のまちづくりについて(1) ・景観形成基準(用途規制)について(1)	
第4章	建築行為等の事前協議 及び届出	(意見なし)	
第5章	地域固有の景観資源の 保全・活用方針	・「すみだ風景資産」について(1) ・歴史的な資源の保全・活用について(2)	
第6章	公共施設に関わる景観 形成方針	・隅田川の整備について(1)	
第7章	景観形成の推進方策	・墨田景観審議会について(1) ・隣接区及び東京都との連携について(2)	
景観まちづくり全般について		・歴史を活かしたまちづくりについて(1) ・観光を活かしたまちづくりについて(1) ・新タワーを活かしたまちづくりについて(1) ・景観まちづくりの周知の方法について(1) ・地域のまちづくりについて(2)	

※()内の数字は、意見の件数

*	パブリックコメント等の意見と区の考え方	
章	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
第1章	・景観まちづくりの進め方について	
	良い景観をつくるためには、区民が 景観まちづくりを理解し、参画するこ とが重要である。また、人と人との交 流をいかにすべきが課題であり、活き 溢れる地域であれば、外から来た人た ちにも、下町の特徴である人情の街、 人間の住む街が理解されるのではな いだろうか。	墨田区は、地域の個性を十分に反映した個性豊かで良好な景観まちづくりを進めるため、住んでいる地域に誇りをもち、地域の価値を理解し、共有し、守り育てることが必要だと考えています。 ご意見を踏まえ、区民が進める景観まちづくりに対する支援や、区民・事業者・NPO等と区の連携による景観まちづくりを進めていきます。 (景観計画 p8-14)
	・区独自の取組みについて	
	区独自の運用体制など独自の手法 で取り組むとあるが、どのようにして 具体的にその体制やシステムを作る のか不明である。	区独自の取組み・制度として、景観 法で規定する届出の前に行う「事前相 談」や「事前協議」の他、向こう三軒 両隣り等の小さな規模から景観まち づくりを行う「景観まちなみ協定」、
	文京区の「文京の集い」(まち歩き) に参加したが、史跡など「古いもの」 に対する区のバックアップ体制が素 晴らしいと思った。墨田区でもその様 な姿勢を見習っていただければと思 う。	これまで埋もれていた地域の文化や 資源について掘り起こし、これらを地 域固有の景観資源として保全・活用す る「すみだ風景資産」などを景観計画 に位置づけています。 今後は、景観法の制度及び区独自の 取組み・制度を活用しながら、魅力的 な景観まちづくりを行っていきます。 (景観計画 p8)
	・「景観まちなみ協定」について	
	「景観まちなみ協定」について、具 体策が必要であり、明記するべきでは ないか。	目指すべき景観に向けて、向こう3 軒両隣等の小さな単位から、景観に関する簡単なルールを決めることが可能な制度が「景観まちなみ協定」です。 そのため、その地域に実際にお住まいの皆さんが目指したい景観の方向性やルールなどを取り決めて具体的に取り組んでいくことになりますので、景観計画では、地域の景観特性や方針を示しています。

を示しています。

(景観計画 p10)

章	パブリックコメント等の意見と区の考え方	
부	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
第3章	・景観計画の区域(特定区域・一般区域	・景観形成重点地区)について
	景観基本計画では、自然景観拠点の中に、「隅田公園」が位置づけられているが、景観計画ではなぜ外れているのか。	景観計画では、景観基本計画で位置づけた景観構造のうち、「新タワー周辺のまちづくりや区の特徴的な自然・歴史・文化的な景観となる地域」や都市計画マスタープランの「主要推進すロジェクト」など、先導的に景観に取り組むでいる区域を、「特定区域」として位置づけています。今回は「特定区域」に位置づけなかった「隅田公園」などの景観構造にかった「隅田公園」などの景観構造にだきながら、「特定区域」や「景観形成者に地区」などに指定していきたいと考えています。
	「景観形成重点地区」において、「住民の提案による展開」とあるが、本当に住民による提案がなされるのか。	景観形成重点地区とは、景観計画で 定めている景観形成基準よりも、さいる景観形成基準を定めることがのなま 地区です。そのため、より具体からいま では、その地域の皆さんかいいただくのが適切であると考えています。 また、現在、魅力的な景観の形成に向けいる地区です。 また、現在、魅力的な景観の形成に向けいる地区を行っている地区をもあります。今後も、地区をもがはいる時間でいるがはまます。 「景観計画 p23) ※地区まちづくり団体 地域の皆さんが自主的に地域のまちづくりに取り組んでいる団体で、 田区まちづくり条例に基づき回体 です。

章	パブリックコメント等の意見と区の考え方		
무	ご意見・ご提案の概要	区の考え方	
第3章	近年の街は、様々な規制によって、 どの街も画一化されてきているため、 特徴とは何かを問う時期ではないだ ろうか。しかし、墨田区景観条例のよ うに規制が緩い場合もまた、逆にきび しさを感じる。一人一人がものを考え ることが重要ではないだろうか。	景観計画では、川沿いや駅周辺、歴史的資源の周辺、また北部地域の下町らしさと南部地域の整った市街地など、それぞれの特性に応じた景観形成を図る必要があると考えています。そのため、区全域を6つの景観軸・景観拠点に分類し、さらに地域特性に応じて細分類し、それぞれに景観形成基準を設けるなど、地域特性を活かした景観の形成を目指しています。 また、今後は、地域の皆さんのご意見を伺いながら「景観形成重点地区」を指定し、より具体的な景観形成基準を設けるなど、すみだらしい魅力的な景観の形成を目指していきます。 (景観計画 p24, 25)	
	- 両国駅周辺のまちづくりについて		
	JR両国駅を墨田区の玄関としてふさわしい駅にしていただきたい。	両国駅周辺は、景観計画では「両国駅周辺地区」および「歴史・文化景観拠点」の特定区域として位置づけています。「両国駅周辺地区」の方針の中で、区の表玄関にふさわしい景観形成を誘導することとしており、今後は、方針に基づいてまちづくりを進めていきます。 (景観計画 p54)	
	・景観形成基準(用途規制)について		
	通りに面してマンションが増えてきているが、マンションができることによって、商店が連続する街並みが消えてしまう。 例えば表通りにマンションを建てる場合は1階を商店にするなど、規制をすることは可能なのか。	亀沢や両国などの地区計画区域では、1階部分を住宅以外の用途にするよう規制をかけていますが、駐輪場や事務所などの用途が中心となり、商店による街並みが形成されていないのが現状です。 店舗を作らなければならないという用途規制については、地区計画等の活用が必要となります。今後は、その検討を進めるとともに地域にふさわしい景観の形成を目指していきます。	

章	パブリックコメント等の意見と区の考え方	
무	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
第5章	・すみだ風景資産について	
	「すみだ風景資産」の考えは、すばらしいと思う。もっと内容を掘り下げてほしい。	「すみだ風景資産」は、地域にある 身近な景観資源に指定し、公表・保全 することにより地域の皆さんでその 価値を認めあい、共有化することを目 的としています。風景資産には、建物 や樹木に限らず、路地空間、祭りの場 なども指定することができますので、 区民の皆さんがすみだらしい魅力的 な景観まちづくりに取り組む第一歩 として、活用していただけると考えて います。 (景観計画 p93)
	・歴史的な資源の保全・活用について	
	旧安田庭園の中の両国公会堂は、何年もずっと閉鎖されたままで使われていないが、建物の中から旧安田庭園を出た時の雰囲気は、素晴らしいと思う。なんとか保存して、使えるようにできないか。	旧安田庭園内の両国公会堂は、大正 15 年に建てられ、区内でも古い建築物 の一つですが、老朽化や耐震性の問題 により、平成 13 年度から休止してい ます。今後は民間活力を活用した文 化・観光に資する新施設誘致の検討を 行うことを基本としており、検討の際
	墨田区の南部地区は過去大災害に 見舞われ、史跡、歴史がほとんど残っ ていないのが現状である。特に旧安田 庭園などの歴史的な資源については できる限り残し、PRしていただきた い。	は、両国公会堂の外観を残しつつ活用する方向も併せ考察することとしています。
第6章	・隅田川の整備について	
	隅田川は今後どのように整備していくのか。河川や公園を担当する課などとの連携を密接にしていただきたい。	景観計画で隅田川は、景観重要河川に位置づけております。今後は、「隅田川流域河川整備計画」や「隅田川水辺空間等再整備構想」に基づいた整備を関係部署と連携し進めていきます。(景観計画 p97)

章	パブリックコメント等の意見と区の考え方	
부	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
第7章	・景観審議会について	
	「景観審議会」について、町内会や 自治会の参加など、区民が関わること は、可能なのか。	景観審議会は専門家等の学識経験者、関係団体、区民公募委員、行政機関の職員等による10名以内の委員で構成します。各町内会や自治会からの参加ということではありませんが、区民の皆さんは公募委員として参加していただけます。 (景観計画 p99)
	・隣接区及び東京都との連携について	
	景観まちづくりに関して、今後、東京都との連携はなにかあるのか。 他区では、既に景観計画を策定し、 先進的に景観まちづくりを行っているところもあるので、他区に追いつけ、追い越せで、独自性をもってやってほしい。	東京都の同意を得て、墨田区は平成21年5月に景観行政団体になったため、区景観計画(案)を作成し、今回パブリックコメントを実施しました。景観計画の施行は、平成21年11月をめざしており、それ以降は、区の景観特性を生かしたまちづくりを進めていきます。  (景観計画 p8-14)また、景観においては、地域の景観とともに広域の景観の視点も重要ですので、東京都と連携するとともに、台東区や江東区などの隣接区と連携を図りながら、景観まちづくりを進めていく必要があると考えています。 (景観計画 p99)
	台東区の隅田川沿いに掲げている 大きな看板が、墨田区の方に向いて いるが、これら看板の掲出について 配慮していただくなど、規制をする ことは可能なのか。	区の景観計画は、墨田区の区域を対象としていますので、台東区にある看板は規制することはできません。今後は、台東区をはじめとする隣接区に対して働きかけをするなど、連携をしながら景観まちづくりを進めていきます。 (景観計画 p99)

	パブリックコメント等	<b>等の意見と区の考え方</b>
章	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
その他、景	・歴史を活かしたまちづくりについて	
観まちづくり全般について	墨田区は歴史が古いが、古い地名が どんどん消されていくことを非常に 残念に思う。例えば、交差点などに昔 の地名を反映できないのか。旧地名が 消えることで、墨田区や地域に対する 愛着が消えていくのではないかと心 配している。	旧地名を復活させてほしいという 要望は多くあり、区では、旧地名を現 地に案内板を設置するなどで残せる ような検討をしているところです。 区外から来た方にも、区の歴史が感 じられるような街にしたいと考えて いますので、関係課と連携を図りなが ら、まちづくりを進めていきます。
	・観光を活かしたまちづくりについて	
	墨田区には自然や歴史、文化など、PRすべきものがたくさんある。新タワーができ、国内外から人が訪れるので、そういった資源をPRすることに重点を置いて、まちづくりを行っていただければと思う。	現在、新タワーの建設にあわせて、 地域の観光資源を盛り込んだ案内板 の設置を検討しています。、様々な形 で区の魅力を P R していきたいと考 えています。
	・新タワーを活かしたまちづくりについ <sup>・</sup>	7
	新タワーの建設にあわせ、区が主体となって、世界に何かを発信していくような景観づくりを行っていただきたい。	区は、「新しく創られる景観の誘導」と、「現在ある良好な景観の保存と継承」の2つが重要と考えています。「景観まちなみ協定」のようなゆるやかな規制や、「景観形成重点地区」のように、詳細な景観形成基準を定めることができるような制度も設けていますので、今後は地域の皆さんと協働で景観まちづくりを進めていきたいと考えています。
	・景観まちづくりの周知の方法について	
	景観に関する説明会の開催や、区の 景観に対する取組みについては、どの ように周知を行ったのか。 また、各町会などへの周知は行った のか。	「区のお知らせ 6 月 21 日号」、「区のホームページ」で説明会の開催などの案内を行いました。 各町会に直接今回の、説明会などの周知はしていませんが、ご要望があればいつでも出向いて説明させていただきます。また、今後、各町会への周知の方法も検討していきます。

章	パブリックコメント等の意見と区の考え方	
무	ご意見・ご提案の概要	区の考え方
その他、景 観まちづ くり全般 について	<ul><li>・地域のまちづくりについて</li><li>向島の料亭街では、料亭が減ってきている。また、マンションなどの高層ビルが建ち始めてきている。区は料亭街の街並みの保存などに対して、どの</li></ul>	向島料亭街を中心にまちづくりを 進めるため、地域の方が自発的に「向 島町おこしの会」を結成し、活動して います。区では、このような地区まち
	ように考えているのか。	づくり団体の活動や地域からの具体 的な景観まちづくりの提案等につい て支援するとともに、街並みの保全等 について検討していきます。
	鳩の街商店街は、全国の「新・がんばる商店街77選」に選ばれており、昭和の面影を残す街並みとして、区外からの観光客で賑わっているものの、観光客は浅草に行ってお土産を買っているのが現状である。 区でも、このような地域の取組みに対して関心をもち、区民と協働でまちづくりを行っていただきたい。	鳩の街商店街を含む地域では、地区まちづくり団体「一寺言問を防災のまちにする会」が中心に NPO 法人向島学会とともにまちづくりに取り組んでいます。区は、今後も地区まちづくり団体の取組みについて支援していきます。